



平成 27 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 日 本 コ ン ベ ヤ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 川 勝 博
(コ ー ド 番 号 6 3 7 5 東 証 第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 石 田 稔 夫
電 話 (電 話 0 7 2 - 8 7 2 - 2 1 5 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 16 日公表の「本店移転に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、本店所在地に関する定款の一部変更議案を付議することとしておりますが、平成 27 年 11 月 20 日開催の取締役会において、基準日に関する規定の削除に係る定款変更を、当該定款の一部変更議案に追加することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑にするため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 14 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において、当社が平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として単独株式移転の方法により完全親会社である NC ホールディングス株式会社（以下「本持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）に関する議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は本持株会社 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。したがって、定時株主総会の基準日制度は廃止し、現行定款第 14 条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第 15 条以下の各条数を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、基準日に関する規定の削除に係る定款変更は、当該定款変更議案及び本株式移転計画に関する議案が承認されること並びに平成 28 年 3 月 31 日の前日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 28 年 3 月 31 日にその効力を生じるものといたします。

2. 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年 3 月 31 日と する。 第 15 条～第 35 条 (条文省略)	(削 除) 第 14 条～第 34 条 (現行どおり)

3. 日程

定款一部変更のための臨時株主総会開催日 平成 27 年 12 月 18 日 (金)

基準日に関する規定の削除に係る定款一部変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 31 日 (木)

(ご参考)

平成 28 年 3 月期 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、平成 28 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、当社からお支払いする予定でございます。

以 上